

5章 特定事業計画の推進

5-1 実現化方策

(1) 支援・施策

特定事業に関しては、その事業費の問題が大きな制約になると考えられる。バリアフリー整備の実現を目指していくためにも、国による支援・施策を積極的に活用し、事業実施のための財源を確保する。

以下に、国の補助事業等による支援策メニューを示す。

(国の補助事業等による支援策メニュー)

○公共交通機関のバリアフリー化

- ・自動車（バス・タクシー）……………地域公共交通確保維持改善事業
- ・旅客船・旅客船ターミナル……………地域公共交通確保維持改善事業
港湾機能高度化施設整備費補助金
- ・空港……………地域公共交通確保維持改善事業
空港整備補助事業

○重点整備地区、都市公園におけるバリアフリー化

- ・重点整備地区……………社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金
（都市再生整備計画事業）
- ・都市公園……………社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金
（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業）

○都市交通、公的賃貸住宅等におけるバリアフリー化

- ・都市交通……………都市・地域交通戦略推進事業
- ・公的賃貸住宅等……………サービス付き高齢者向け住宅整備事業
民間住宅活用型住宅セーフティーネット整備推進事業

○特定事業計画

- ・バリアフリー整備事業全体……………防災・安全交付金

(2) 普及・啓発

障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、幅広い市民参加による各種の普及・啓発活動及び児童生徒や社会人などを対象に様々な機会を活用した幅広い教育活動を推進する。

具体的な心のバリアフリーの取り組みを以下に示す。

表 具体的な心のバリアフリー取り組み内容

取り組み項目	取り組み内容
パンフレットの作成・配布	バリアフリー情報の提供や移動に困っている方への接し方、介助の仕方等の周知、放置自転車や路上占有物が障害物となっていることへの理解を深めることを目的として、パンフレットやポスター等を作成し、小学校などへ配布する。
バリアフリー関連情報の提供	本市や公共交通事業者等のホームページ、市の広報等を活用した、市のバリアフリー化の状況報告、放置自転車や路上占有物をなくすことを目的として、市HPや広報誌を利用したPR等を実施する。
情報交換、交流機会の創出	情報交換、意見交換や自治会ごとのワークショップ及びイベント等の開催・支援により、交流機会の場を創出する。
バリアフリーマップの作成	本市・公共交通事業者・通り会・市民等の連携によって、店舗や周辺道路のバリアフリー化の状況を示したバリアフリーマップを作成し、市民や観光客等へ配布する。
地域活動の支援	自治会やNPO・障がい者団体等の独自の点検など、バリアフリー化に向けた地域の活動を支援する。
バリアフリー教室等の実施	市内の児童や学生・市民や各事業者等に向けて、広く様々な方に車いす等を実際に体験し、移動に制約を受ける状況や支援の必要性について理解を深めることを目的として、バリアフリー教室等を実施する。
まち歩き点検等の実施	車いす体験等の疑似体験を含む、一般市民参加によるまち歩き点検調査等を継続して実施する。
放置自転車、占用物等の指導、取締り	本市・公共交通事業者・通り会・市民等が連携を図り、商品、看板等の路上占有物・放置自転車の実態の把握と防止を目的として、定期的に点検を実施するとともに、それらに対する指導、又は撤去等の取締りを実施する。

5-2 推進体制

(1) 推進体制の検討

本計画で定められた事業内容等を実現していくため、各事業者は本計画で定めた「特定事業計画」に基づき、バリアフリー化事業を実施していくことになる。

また、「特定事業計画」に基づく、バリアフリー整備の進捗状況を確認していくためには、継続的に協議・検討していく体制整備が必要となる。

したがって、本協議会終了後に「（仮称）宮古島市バリアフリー特定事業調整会」（以下、「調整会」という）を発足させ、バリアフリー整備における協議や調整、事後評価を行い、広く市民・利用者への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していく事とする。

- 計画・設計段階から高齢者や障がい者、地域住民等との意見交換・協議・調整できる体制づくりと整備後の事後評価などの実施
- 今後の整備の進捗状況を踏まえ、事業者間の調整や、社会経済情勢などを考慮に入れた「特定事業計画」の見直し

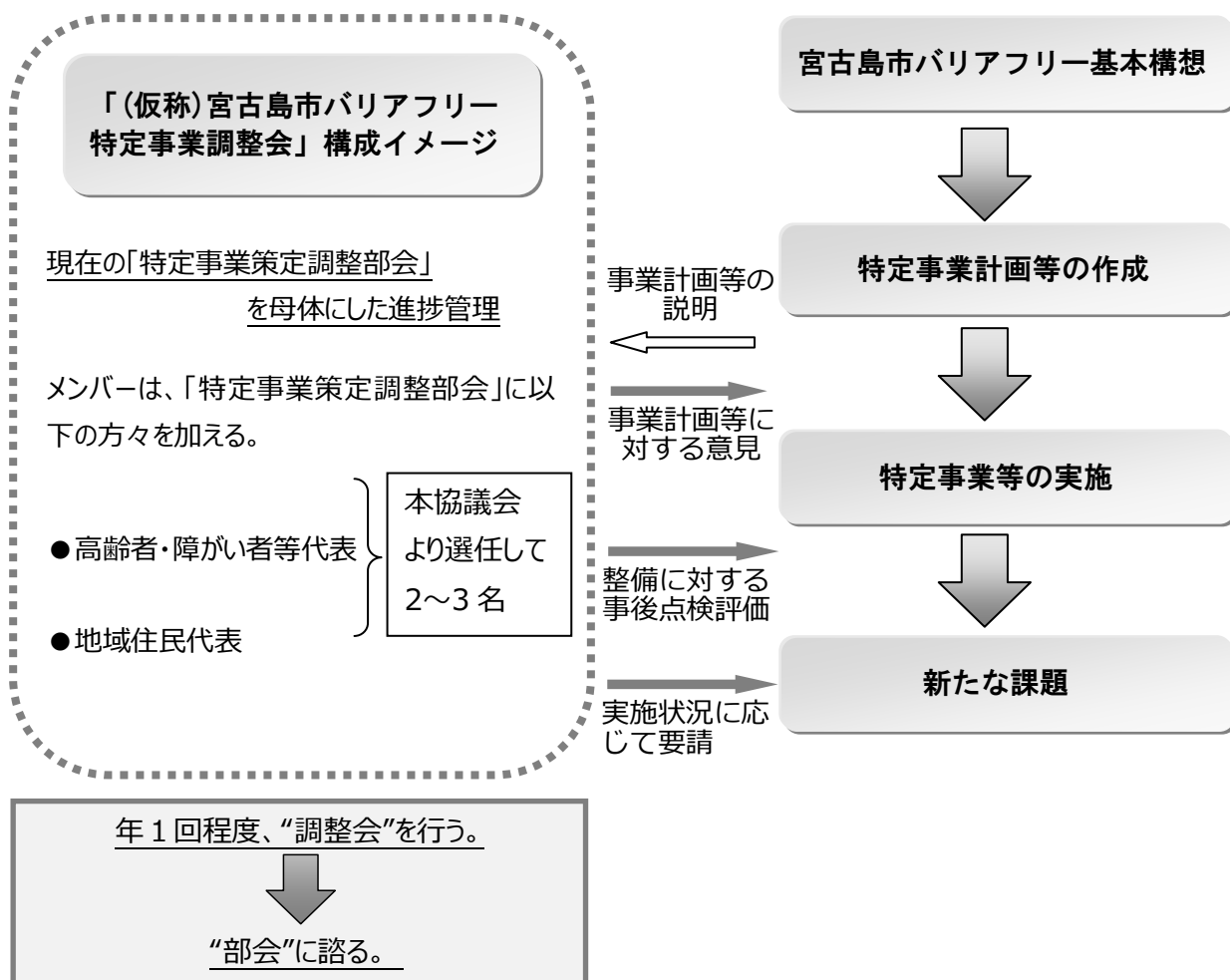


図 バリアフリー特定事業計画推進体制イメージ

（２）継続的・段階的なバリアフリー化の推進（スパイラルアップ）

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というバリアフリー（ユニバーサルデザイン）の考え方に基づく環境整備の目標を実現するためには、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルを適切に運用し、継続的・段階的にバリアフリー化を推進していくことが必要である。

今後は、推進協議会を活用しながら市民意見を反映し、下記のとおり管理を実施する。

■ Plan 特定事業計画の作成

特定事業計画を各管理者が作成する。

■ Do 事業の実施

特定事業計画の作成又は更新後に事業を実施する。

■ Check 民間事業者等

関係機関との連携

進行管理シートの記載依頼や具体的な調整は、※次節参照市と民間事業者等関係機関が密に連携を図りながら進めていく。

■ Check 進行管理シートの運用

市は特定事業計画の作成後も事業の進捗状況管理するため、各管理者が作成した進行管理シートを基に、定期的に各事業のバリアフリー化実施状況を把握していく。

■ Check 市民意見の把握

バリアフリー化の実現に向けて、市が作成した特定事業計画に対してパブリックコメントや当事者への意見聴取等を行うことで、市民の意見を把握していく。

■ Action 事業計画の見直し・更新

進行管理シートの運用やパブリックコメント等により状況を把握した上で、推進協議会を通じて特定事業計画や基本構想そのものの見直し・更新を図り、より有意義で効果的なバリアフリー化の実践を進めていく。

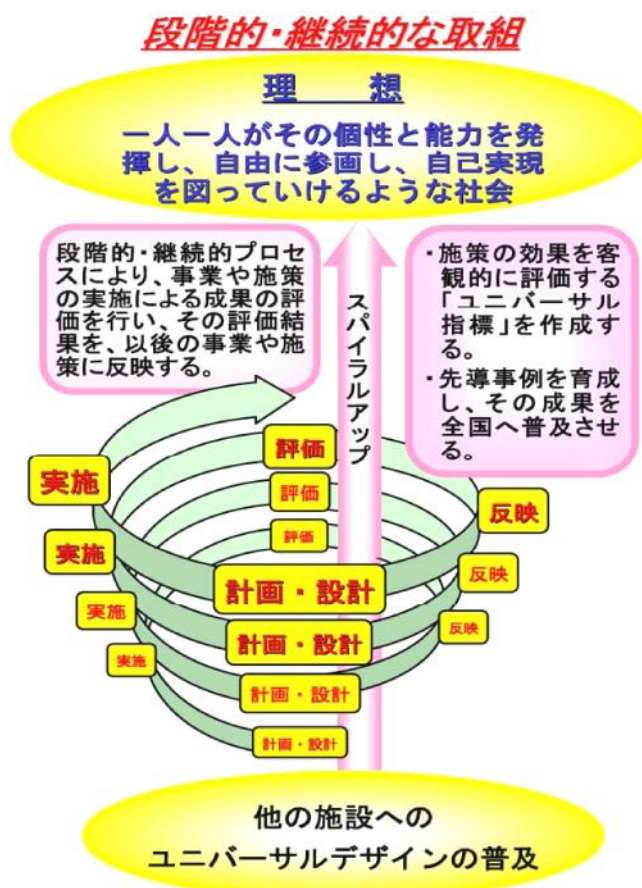


図 スパイラルアップのイメージ

出典：国土交通省 HP

(3) 継続的なモニタリング

本計画の策定主体である本市の責任として、各事業の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて助言することが必要となる。

そのため、心のバリアフリーを含めたバリアフリー化対応の継続的な点検評価及び調査が必要となる。具体的には、本市・関係事業者・市民で構成する推進協議会を短期（平成 25 年～3 年程度）、中期（平成 25 年～5 年程度）、長期（平成 25 年～10 年程度）的な視点の中で特定事業の進捗確認を行う。調整会は、本市重点整備地区における事業進捗並びに整備後のモニタリング、さらには、その結果を踏まえて必要となる事業推進のための助言等を関係事業者に行っていく。

また、この調整会では、市民や利用者からの声を随時反映しながら取り組み、広報・ホームページ等で情報を提供していく事とする。

表 調整会による特定事業計画の進捗管理スケジュール

年次	宮古島市		各事業者
平成 25 年度	○特定事業計画の策定	心のバリアフリー普及啓蒙 ↓	○本協議会への諮問・答申 ○特定事業計画の作成・提出
平成 26～27 年度	○調整会との調整 ○進捗管理 ○特定事業計画の進捗確認		○事業者（施設設置管理者）との事前協議、完了報告等 ○特定事業計画の進捗を報告
平成 28 年度 （短期的目標年）	○調整会の実施 ⇒特定事業計画の進捗を検証・評価		○特定事業の進捗を報告 ○特定事業計画の見直し・提出
平成 29～30 年度	○調整会との調整 ○進捗管理 ○特定事業計画の進捗確認		○事業者（施設設置管理者）との事前協議、完了報告等 ○特定事業計画の進捗を報告
平成 31 年度 （中期的目標年）	○調整会の実施 ⇒特定事業計画の推進を検証・評価		○特定事業の進捗を報告 ○特定事業計画の見直し・報告
平成 32～34 年度	○調整会との調整 ○進捗管理 ○特定事業計画の進捗確認		○事業者（施設設置管理者）との事前協議、完了報告等 ○特定事業計画の進捗を報告
平成 35 年度 （長期的目標年）	○調整会の実施 ⇒特定事業計画の進捗を検証・評価 ⇒基本構想の見直し（必要に応じて）		○特定事業の進捗を報告 ○特定事業計画の見直し・提出

※以降、概ね 5 年ごとに調整会を実施し、バリアフリーの推進を図る。

5-3 進捗管理

(1) 進捗管理の枠組み（流れ）

本市では、特定事業計画の円滑な実施、推進を図り目的を達成するために、以下に示す内容及び枠組み（流れ）で進捗管理を行う事とする。

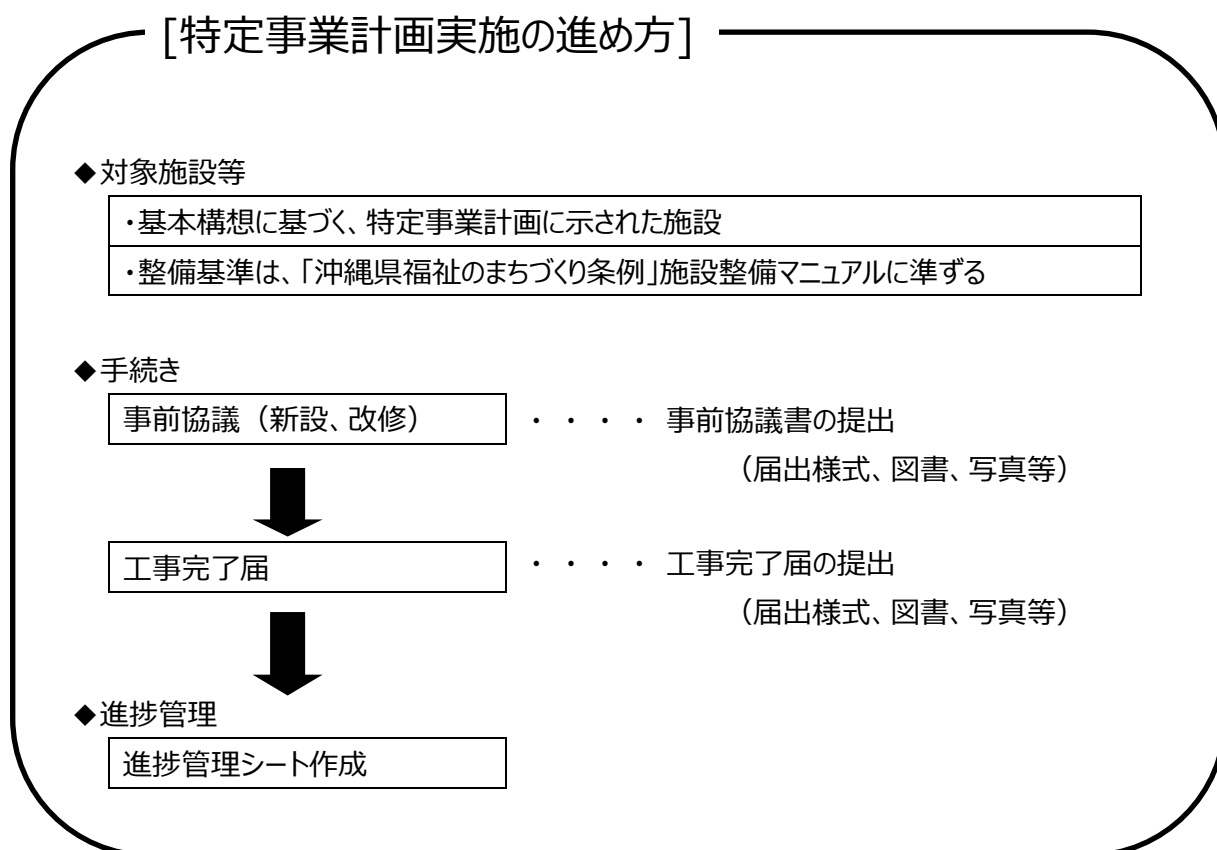


図 進捗管理概要図

(2) 進め方

進捗管理の進め方は、(1)に示した進捗管理概要図に基づき様式・図書、写真等により、本市と事業者（施設設置管理者）とが事前協議を行い、工事完成後に届出（所定の様式・図書、写真等）により確認をしていく事とする。

事前協議から届出に至る間には、調整会による点検・評価を実施し、計画内容を確認する。進捗管理の具体的な方法は、次頁以降に示す「進捗管理シート」（スケジュール、整備内容）により実施する。

1) 特定事業別担当部署

進捗管理は、次項に示す担当部署ごとに作成する事とし、特定事業別担当部署一覧リストとして整理した。

表 特定事業別担当部署一覧

事業箇所	特定事業種別	担当部署
バス	公共交通	宮古協栄バス（民間）
バス・タクシー	公共交通	八千代バス・タクシー（民間）
タクシー	公共交通	宮古タクシー（民間）
宮古空港ターミナルビル	公共交通	宮古空港ターミナルビル株式会社（民間）
平良港ターミナルビル	公共交通	宮古島マリントーミナル㈱（民間）
平良港ターミナル	公共交通	宮古島市 港湾課
平良久松港線（カママ嶺公園前）	道路	宮古土木 街路班
平良久松港線（久松線）	道路	宮古土木 街路班
高野西里線（マクラム通り線）	道路	宮古土木 街路班
平良久松港線（久松線）	道路	宮古土木 街路班
平良城辺線（西里通り）	道路	宮古土木 維持班
西環状線（国道390号）	道路	宮古土木 維持班
市場通り線（県道高野西里線）	道路	宮古土木 維持班
下里通り線（県道平良新里線）	道路	宮古土木 維持班
平良保良線（主要地方道平良城辺線）	道路	宮古土木 維持班
空港線（主要地方道平良城辺線）	道路	宮古土木 維持班
大原線	道路	宮古島市建設部都市計画課 都市整備係
大道線	道路	宮古島市建設部都市計画課 都市整備係
下里通り	道路	宮古島市建設部都市計画課 都市整備係
中央縦線	道路	宮古島市建設部道路建設課
中央通り線（市道A-23号線）	道路	宮古島市建設部道路建設課
中央縦線（平良城辺線）	道路	宮古島市建設部道路建設課
A-32号線	道路	宮古島市建設部道路建設課
B-80号線	道路	宮古島市建設部道路建設課
久貝30号線	道路	宮古島市建設部道路建設課
カママ嶺公園	公園	宮古島市建設部都市計画課
市役所～ショッピングタウン	交通安全	沖縄県公安委員会
市役所～公設市場～宮古病院	交通安全	沖縄県公安委員会
市役所～平良保健センター	交通安全	沖縄県公安委員会
平良港～公設市場～市役所	交通安全	沖縄県公安委員会
重点整備地区区域内	交通安全	宮古警察署
宮古島市役所平良庁舎	建築	宮古島市 総務部財政課
マティダ市民劇場	建築	宮古島市 教育委員会 生涯学習部
平良図書館	建築	宮古島市 教育委員会 生涯学習部
中央公民館	建築	宮古島市 教育委員会 生涯学習部
働く女性の家	建築	宮古島市 企画政策部
宮古島市福祉センター	建築	宮古島市 生活環境部 健康増進課
公設市場	建築	宮古島市 観光商工局 商工物産交流課
平良老人福祉センター	建築	宮古島市 福祉部 介護長寿課
オリタ食品館	建築	株式会社サンエー（民間）
ショッピングタウン	建築	株式会社サンエー（民間）
カママヒルズ食品館	建築	株式会社サンエー（民間）
宮古郵便局	建築	日本郵便株式会社（民間）
平良西里郵便局	建築	平良西里郵便局（民間）
平良下里郵便局	建築	平良下里郵便局（民間）
琉球銀行	建築	琉球銀行（民間）
沖縄銀行	建築	沖縄銀行（民間）
海邦銀行	建築	海邦銀行（民間）
労働金庫	建築	労働金庫（民間）

(3) 手続きの例示

1) に示した進捗管理概要図の「手続き」例を示す。

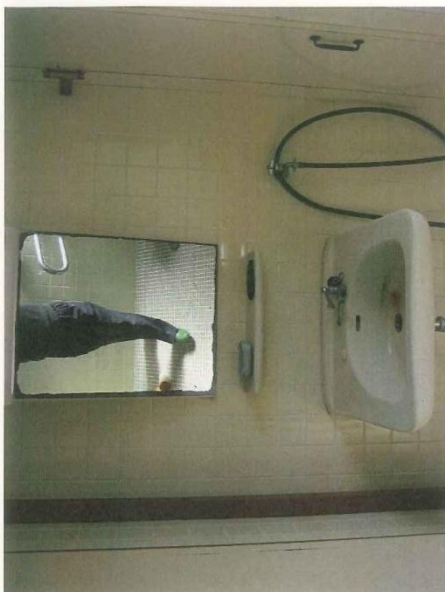
①事前協議

事前協議は、以下に示す事前協議書、チェックリスト及び図面・現況写真にて行う。

建築物特定事業				
特定事業事前協議書				
作成日：平成 26 年 2 月				
生活関連施設名	平良老人福祉センター			
施設管理者名	宮古島市役所 福祉部介護長寿課			
特定事業内容	事業量	事業費 (千円)	実施予定期間	
			着手	完了
・視覚障がい者誘導用ブロックの設置	1 0 m	1 5 0	平成 2 7 年 4 月	平成 2 7 年 8 月
・出入口スロープの設置・改善（でこぼこ、急勾配の改善など）＊設置済（簡易型）	1 箇所			
・だれもが円滑に利用出来るトイレまたは障がい者用トイレの設置	1 箇所	4 0 0	平成 2 7 年 4 月	平成 2 7 年 8 月
・障がい者用駐車場の設置	1 箇所	5 0 0	平成 2 7 年 4 月	平成 2 7 年 8 月
資金調達の方法	自己資金			
事業実施に際して 配慮すべき重要事項	・障害者用トイレは既に設置されているので、オストメイトトイレ水洗器具は簡易型を設置			



障がい者用トイレ



障がい者用トイレ



玄関前スロープ（既設）



障がい者用駐車場（予定） 右側：視覚障がい者誘導用ブロック（予定）

表 建築物チェックリスト

○建築物移動等円滑化基準チェックリスト

(バリアフリー法特別特定建築物用)

注 このチェックリストは内容を簡略化しています。必ず、法及び条例の本文を参照してください。

○一般基準

特定施設等の欄の「法第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文、「条例第〇条」は京都市バリアフリー条例の該当条文

特 定 施 設 等	チェック項目	チェック欄
廊下等 (法 第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）※1 ※2	
階段 (法 第12条) (条例第18条)	①手すりを設けているか ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③段は識別しやすいものか ④段はつまづきにくいものか ⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）※1 ⑥主たる階段は回り階段でないか	
傾斜路 (法 第13条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除） ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）※1 ※3	
便所 (法第14条) (条例第19条)	①床の表面は滑りにくい仕上げであるか ②車いす使用者用便房を設けているか（男女の区別があるときはそれぞれ1以上の便所） (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2)内部の幅又は奥行きが180cm以上で、かつ、内のり面積は3.6㎡以上であるか (3)標識を掲示しているか (4)出入口の幅は85cm以上であるか (5)出入口の戸は引き戸（外開き戸）であるか ③床置き式等の小便器等を設ける場合（1以上の便所） (1)手すりを設けているか (2)足踏み部分に15cm角の点状ブロックを敷設しているか ※1 ④和式便器を設ける場合（男女の区別があるときはそれぞれ1以上の便所） (1)手すりを設けているか (2)足踏み部分に15cm角の点状ブロックを敷設しているか ※1 ⑤腰掛便座を設ける場合（男女の区別があるときはそれぞれ1以上の便所）（車いす使用者便房を除く） (1)手すりを設けているか ⑥洗面器又は手洗器を設けた場合（男女の区別があるときはそれぞれ1以上の便所） (1)レバー式水栓等を設けているか (2)足踏み部分に15cm角の点状ブロックを敷設しているか ※1 ⑦オストメイト対応の設備を設けているか	
浴室等 (条例第20条)	①床の表面は滑りにくい仕上げであるか ②浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか (男女の区別があるときはそれぞれ1以上の浴室 ③～⑤において同じ) ③車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか ④出入口の幅は85cm以上であるか ⑤戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか	
敷地内の通路 (法第 16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②段がある部分 (1)手すりを設けているか (2)識別しやすいものか (3)つまづきにくいものか ③傾斜路 (1)手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除） (2)前後の通路と識別しやすいものか	
駐車場 (法 第17条) (条例第21条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1)1台以上 (2)50台以上200台以下の場合50で除して得た台数以上 (3)200台を超える場合は100で除して得た台数に2を加えた台数以上 ②幅は350cm以上であるか ③表示をしているか ④利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
ホテル等の客室	①車いす使用者用客室を設けているか（客室50以上の場合）	
※告示で定める場合を除く		
標識(法第19条)	①昇降機、便所、駐車場の付近に標識を設けているか	
案内設備(法20条)	①昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板を設けているか 視覚障害者対応	

H23.8

出典：京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例「整備マニュアル」整備基準チェックリスト

②工事完了届

工事完了届は、以下に示す特定事業完了届のほかに、チェックリスト及び図面・現況写真にて行う。

建築物特定事業				
特定事業完了届				
作成日：平成〇〇年〇月				
生活関連施設名	平良老人福祉センター			
施設管理者名	宮古島市役所 福祉部介護長寿課			
特定事業実施内容	事業量	事業費 (千円)	実施期間	
			着手	完了
・視覚障がい者誘導用ブロックの設置	1 0 m 1 5 m	1 5 0	H27.4	H27.8
・出入口スロープの設置・改善（でこぼこ、急勾配の改善など）＊設置済（簡易型）	1 箇所			
・だれもが円滑に利用出来るトイレまたは障がい者用トイレの設置	1 箇所	4 0 0	H27.4	H27.8
・障がい者用駐車場の設置	1 箇所	5 0 0	H27.4	H27.8 H27.10
資金調達の方法	自己資金			
事業実施に際して 配慮すべき重要事項	・障害者用トイレは既に設置されているので、オストメイトトイレ水洗器具は簡易型を設置。			
事業実施箇所、写真等				

③進捗管理シート

（１）に示した進捗管理概要図の「進捗管理シート作成」例を次頁以降に示す。

■ 進捗管理シート様式（案）

路線名	事業者名	事業内容 （●:特定事業、○:その他事業又はソフト事業）	延長・箇所	事業の実施計画（年度）												事業主体			実施状況	配慮事項	備考（事業実施の変更理由）	図面等添付の有					
					2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	36以降	道路管理	公安委員				その他事業者	概略図	その関連図	補助業	事業費（千円）	
中央縦線	宮古島市道路建設課	○バス停留所の整備	300m	計													●			33年度から整備予定	現場条件を勘案の上、路面の凸凹の改善や歩行空間の障害物と併せて、歩行空間の確保を検討していく必要がある。そのためには、近隣住民等に対する事業趣旨の説明を行い理解と協力を得る必要がある。		－	○	○	－	
		実														●			33年度から整備予定								
		●路面の凸凹等の改善	300m	計													●			33年度から整備予定							
		実														●			33年度から整備予定								
		●歩道の勾配の改善	300m	計													●			33年度から整備予定							
		実														●			33年度から整備予定								
		●視覚障がい者誘導用ブロックの設置	300m	計													●			33年度から整備予定							
		実														●			33年度から整備予定								
○交差点改良工事（歩行者の滞留空間等）	300m	計													●			33年度から整備予定	市道の引き継ぎ処理必要である。（西里通りの移管後、県が事業を進める）無電柱化占用户合意が必要である。					360,000			
●休憩施設（ベンチ等）の設置	300m	計													●			33年度から整備予定									
実																●		○	33年度から整備予定								
●障害物（植栽・電柱等）の移設・撤去	300m	計														●			33年度から整備予定								
実																●		○	31年度から整備予定								
●無電柱化及びセミフラット化の改修	400m	計														●			31年度から整備予定								
実																●		○	31年度から整備予定								
中央通り線 市道 A— 2 3 号線	宮古島市道路建設課	●道路のバリアフリー化（歩道の段差解消）	762m	計													●			左記年度整備予定	近隣住民等に対し事業趣旨の説明を行い理解と協力を得る必要がある。		－	○	○	－	
		実														●			左記年度整備予定								
		●点字ブロックの設置	762m	計													●			左記年度整備予定							
実																●		○	左記年度整備予定								
下里通り	宮古島市道路建設課	●道路移動円滑化基準に沿った都市計画道路の整備		計													●			整備済み			－	－	－	－	
		実	済														●			整備済み							
市道 A- 32 号線	宮古島市道路建設課	●歩道の新設		計													●			検討中			－	－	－	－	
		実															●			検討中							
市道 B- 80 号線	宮古島市道路建設課	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置		計													●			検討中							
		実															●			整備中							
市道 久貝 30 号線	宮古島市道路建設課	●歩道の拡幅		計													●			整備中			－	－	－	－	
		実															●			整備中							
市道 久貝 30 号線	宮古島市道路建設課	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置		計													●			検討中			－	－	－	－	
		実															●			検討中							

図 進捗管理シート様式（案）

■ 進捗管理シートの表現イメージ

路線名	事業者名	事業内容 （●:特定事業、○:その他事業又はソフト事業）	延長・箇所数	事業の実施計画（年度）													事業主体			実施状況	配慮事項	備考（事業実施の変更理由）	図面等添付の有無				
					25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36以降	道路管理者	公安委員会	その他事業者				概略平面図等	その他関連図・写真	補助事業	事業費（千円）	
中央縦線	宮古島市道路建設課	○バス停留所の整備	300m	計画 実施														●			33年度から整備予定	現場条件を勘案の上、路面の凸凹等の改善や歩行空間の障害物と併せて、歩行空間の確保を検討していく必要がある。そのためには、近隣住民等に対し事業趣旨の説明を行い理解と協力を得る必要がある。		－	○	○	－
		●路面の凸凹等の改善	300m	計画 実施														●			33年度から整備予定						
		●歩道の勾配の改善	300m	計画 実施														●			33年度から整備予定						
		●視覚障がい者誘導用ブロックの設置	300m	計画 実施														●			33年度から整備予定						
		○交差点改良工事（歩行者の滞留空間等）	300m	計画 実施														●			33年度から整備予定						
		●休憩施設（ベンチ等）の設置	300m	計画 実施														●			33年度から整備予定						
		●障害物（植栽・電柱等）の移設・撤去	300m	計画 実施														●		○	33年度から整備予定						
		●無電柱化及びセミフラット化の改修	400m	計画 実施														●		○	31年度から整備予定	市道の引き継ぎ処理必要である。（西里通りの移管後、県が事業を進める）無電柱化占用者合意が必要である。					
中央通り線 市道 A－2 3 号線	宮古島市道路建設課	●道路のバリアフリー化（歩道の段差解消）	762m	計画 実施														●			整備済み	近隣住民等に対し事業趣旨の説明を行い理解と協力を得る必要がある。	事業は予定通り実施された。	－	○	○	－
		●点字ブロックの設置	762m	計画 実施														●			整備済み						
		●電柱を歩道端へ移設	762m	計画 実施														●		○	整備済み						
下里通り	宮古島市道路建設課	●道路移動円滑化基準に沿った都市計画道路の整備		計画 実施	済													●			整備済み			－	－	－	－
市道 A-32号線	宮古島市道路建設課	●歩道の新設		計画 実施														●			32年度から整備予定	当初、検討中であつたが、事業計画の目途がついた。		－	－	－	－
		●視覚障がい者誘導用ブロックの設置		計画 実施														●			32年度から整備予定						
市道 B-80号線	宮古島市道路建設課	●歩道の拡幅		計画 実施														●			整備中	〇〇により、事業実施の期間が大幅に伸びた。		－	－	－	－
		●視覚障がい者誘導用ブロックの設置		計画 実施														●			整備中						
市道 久貝30号線	宮古島市道路建設課	●歩道の新設		計画 実施														●			検討中			－	－	－	－
		●視覚障がい者誘導用ブロックの設置		計画 実施														●			検討中						

凡例

事業内容

枠の色	進行状況
	未整備
	整備中
	整備済

事業期間

→の色	時期の内容
	計画事業期間
	実施事業期間
	変更事業計画期間

図 進捗管理シートの表現イメージ

（４）利用者側の視点の反映

特定経路において実施する、道路のバリアフリー化事業等の具体的な内容を定める特定事業計画の進捗を管理するに当たっては、今後、道路の実態などを詳細に検証（点検）したうえで、具体的な改善方策についてさらなる検討を加えていく必要がある。

このため、市民、高齢者、障がい者等の利用者の意見を聴きながら、様々な観点から道路等特定事業計画の内容についても検討を行い、また、道路等特定事業計画と密接に関連する交通安全特定事業計画の内容についても、あわせて検討を行っていく。

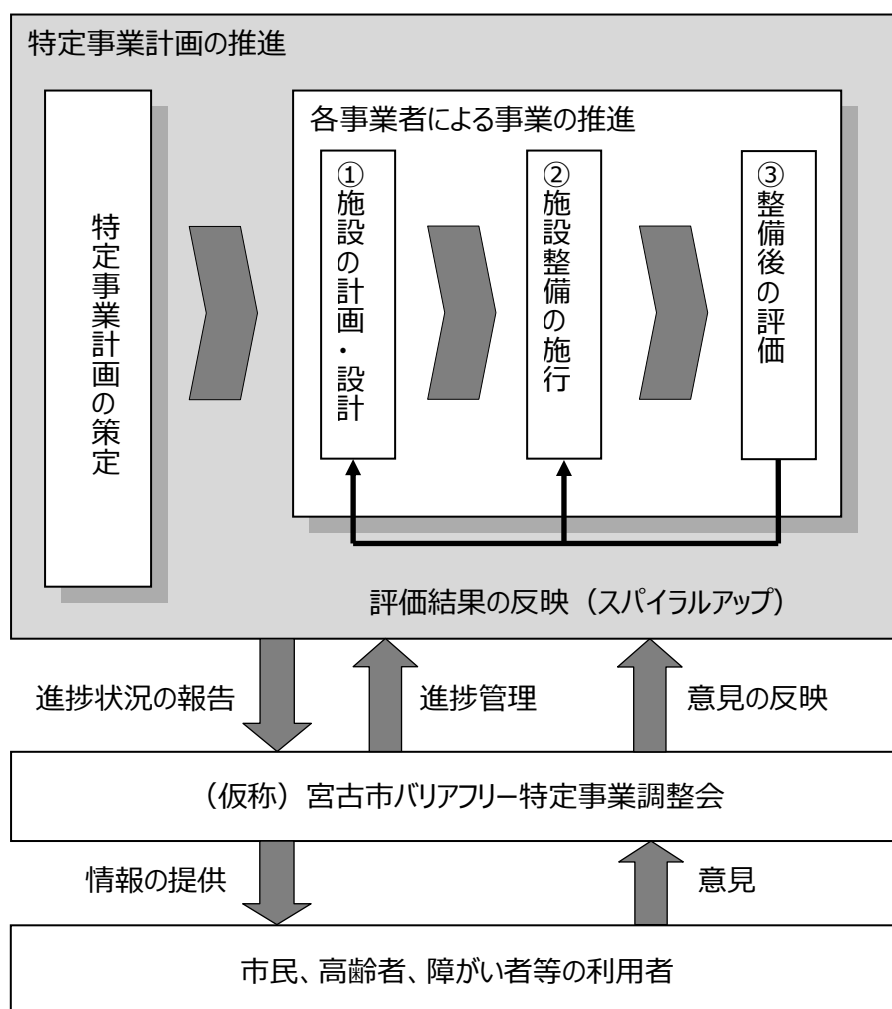


図 特定事業計画の推進の流れ

5-4 今後の展開

本計画の対象である「重点整備地区」は、本市において今後想定している5つの重点整備地区（観光地）の中で最初の策定地区であり、全体構想の基本方針にも示した「心のバリアフリーの推進」を含めた本市におけるバリアフリー整備の考え方をほかの5つの重点整備地区へ波及させ、更には本市全体に展開していく上でのモデル地区となる。

今後は、本計画の検討プロセスを通じて得られた見地やノウハウを、ほかの5地区に展開し、重点整備地区相互のネットワーク形成を図る。具体的には、生活関連経路の設定において、重点整備地区周辺との連携を考慮することで、重点整備地区周辺へバリアフリー化を波及させ、“観光のまちづくり”を推進する上で本市全体のバリアフリー化による活性化を目指す。

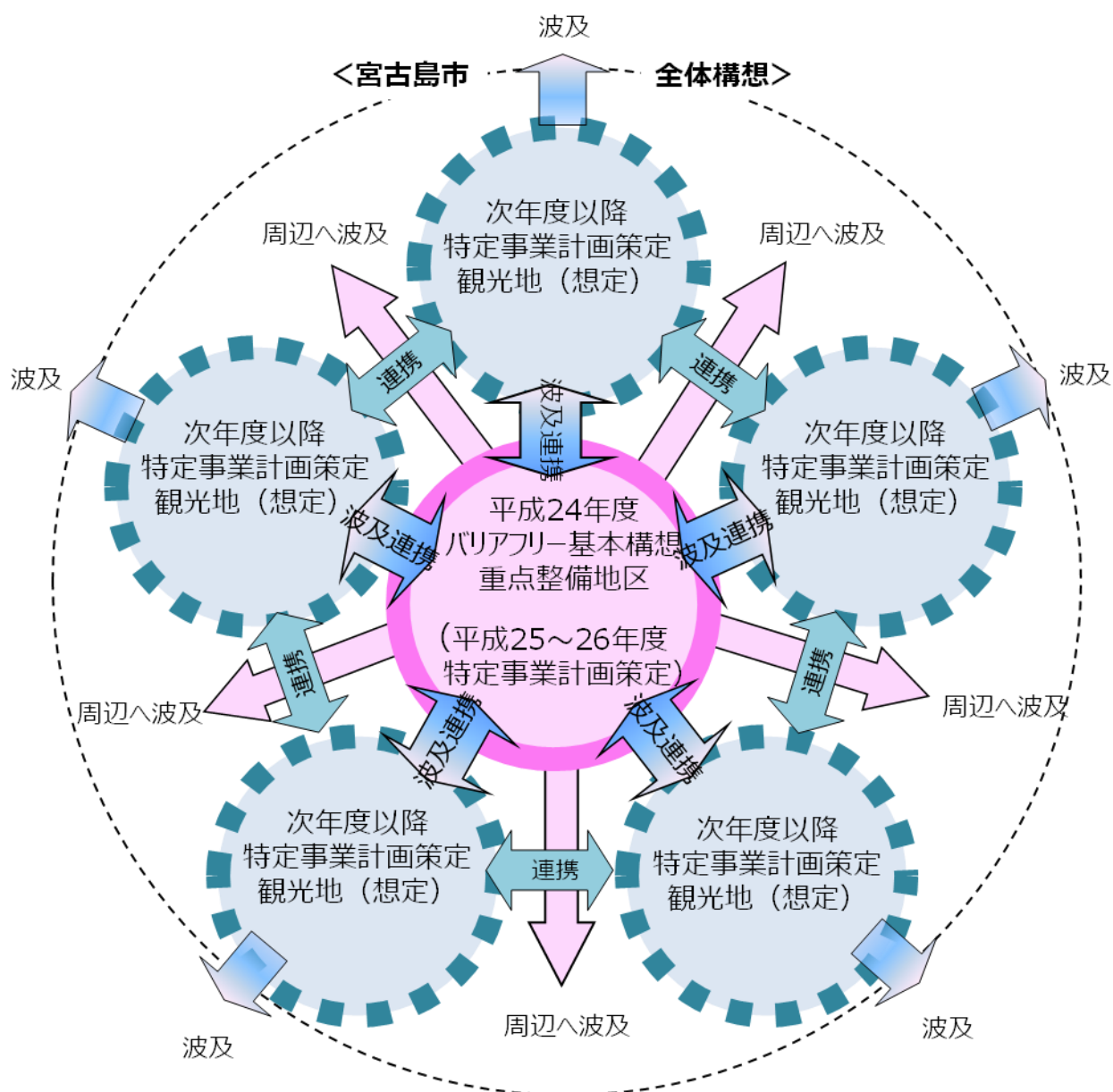


図 宮古島市全体へのバリアフリー化波及イメージ